

# 2020年度保育の利用申込みに関する同意書

全ての事項をよくお読みの上、署名をお願いします。

保育・幼稚園課提出用

確認項目	
①	内定した保育所等へ市が把握している児童の状況や保育要件や利用者負担額等の情報提供をすることに同意します。
②	入園のしおりを読み、内容について了解しました。
③	<p>【保育所等申請について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申込書や提出書類の記載内容が事実と異なる場合、または虚偽の申込みがわかった場合は、入所内定や入所の取消し及び退所となることに異議はありません。</li> <li>入所選考は、締切日までに提出された書類で選考します。</li> <li>保育を必要とすることを証明した関係書類の内容について、証明先へ確認する場合があります。</li> <li><b>入園内定時及び直後の退職、転職及び就労日数、時間の減少は内定取消しになることに異議はありません。</b></li> </ul>
④	<p>【希望保育所等について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>見学済み、または今後見学予定です。</li> <li>入りたい順番で書いてあります。(希望順位は、選考に影響しません。)</li> <li>通えない保育所等は希望しません。</li> <li>希望保育所等の受入れ年齢、開園時間、延長保育時間等を確認しました。</li> <li>低年齢児のみの保育所等に入所後、3歳児以降も保育が必要な場合、改めて保育の利用を申込みます。</li> </ul>
⑤	<p>【認定こども園に申込みをされる方へ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>認定こども園を第一希望とする3～5歳児の児童は、直接認定こども園に申込みします。</li> <li>選考方法や保育料の納付については、認可保育所と異なります。</li> <li>認定こども園の見学、徴収金の確認をしました。</li> </ul>
⑥	<p>【家庭的保育者(保育ママ)に申込みをされる方へ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申し込みをする児童を連れて保育室の見学をしました。</li> <li>3歳児以降も保育が必要な場合は、改めて保育の利用を申込みます。</li> </ul>
⑦	<p>【申込みの有効期間について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今回の保育の利用申込書の有効期間は、原則として2020年度中(2021年3月まで)です。</li> <li>有効期間内に保育所等の希望がなくなった場合は、利用申込書取下げ届の提出が必要です。</li> <li>2021年度分(2021年4月以降分)は新たに保育の利用申込みを行う必要があります。</li> </ul>
⑧	<p>【お子さんの健康等の状態について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>お子さんに重篤なアレルギー、病歴や障がいなどがある場合は、必ず、<u>事前に医療機関にて集団保育の可否の確認をするとともに、入所希望保育所等をお子さんと一緒に見学し、受入れ状況を確認してください。</u> (見学された保育所等への優先入所をお約束するものではありません。)</li> <li>お子さんの身体や発達に関する事柄で、利用開始後に判明した症状については、<u>医療機関の受診や相談機関での相談をいただき、必要な手続きを取っていただくこととなります。</u> (状態によっては退所していただく場合もあります。)</li> </ul>
⑨	<p>【育児休業中、休職中の申込みの方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入所月の末日までに職場へ復帰します。</li> <li>入所月の末日までに復帰できず、勤務の実績が確認できない場合は、退所となることに異議はありません。職場復帰の翌月に就労実績の入った復帰証明書を提出します。</li> </ul>
⑩	<p>【保育施設等に勤務し、加点つきの申込みの方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資格取得予定だったが、資格を取得できなかった場合、または保育施設等に就労しなかった場合は加点が無効となり、再度選考することに異議はありません。</li> </ul>

<裏面も必ずご確認ください>

全ての事項をよくお読みの上、署名をお願いします。

保育・幼稚園課提出用

確認項目	
⑪	<b>【求職中、就労予定、要件(実績)不足での申込みの方】</b> ・入所承認期間は3か月です。 ・期限までに最低要件を満たす就労、要件(実績)が確認できない場合は、退所となることに異議はありません。
⑫	<b>【転所(転園)での申込みについて】</b> ・転所が内定した場合、年度途中でも転所します。 ・転所しない場合は在園中の保育所等は退所となることに異議はありません。
⑬	<b>【退所となる場合について】</b> 次のような場合にも退所となることに異議はありません。 ・保護者の方が、お子さんの保育を必要とする事由がなくなった場合。 ・お子さんが疾病などで集団生活に耐えられない場合。 ・町田市外へ転出した場合。(ただし、所定の手続きにより、引き続き通所できる場合もあります。) ・1か月以上保育所等の通所がない場合。又は登園日数が著しく少ない月が2か月続いた場合。 ・入所申込み事項及び支給認定の事項に不正な事実があった場合。 ・家庭状況調査書が提出されず、保育を必要とする事由が確認できない場合。 ・お子さんが小学校に就学したとき。
⑭	<b>【利用者負担額等(保育料)について】</b> ・市町村民税未申告の場合や税額のわかる書類の提出が期限までにない場合、最高額の保育料になることに異議はありません。 ・保育料は納期限内に納めます。 ・保育料、特別保育料(一時保育料・延長保育料)の滞納分は全て清算して申込みます。

町田市では、多くの待機児童がいる状況を鑑み、場合によっては、退所という厳しい対応をしております。個人的な事情には配慮できかねる場合もありますので、十分ご承知おきください。また、ご家庭の状況等に変更が発生する場合は、速やかに保育・幼稚園課までご連絡ください。

確認項目について、全て同意の上で申込みます。

年 月 日

保護者署名

◎町田市外から申込みされる方は、以下の内容も確認・署名をお願いします。

①	<b>【保育所等申請について】</b> ・町田市の申込み締切日を事前に確認のうえ、締切日に間に合うように住民登録のある市区町村で申込みが必要です。
②	<b>【町田市転入予定の方】</b> ・入所希望月の前月末までに町田市へ転入することが確認できる書類が添付されていない場合は、町田市民と同等の選考はできません。 ・転入後、再度町田市での申込みが必要です。町田市への住民票の異動と町田市での申込みをしない場合は、内定された際も入所内定は取消しになります。
③	<b>【町田市へ転入予定のない方】</b> ・町田市民の選考後の対象になります。

確認項目について、全て同意の上で申込みます。

年 月 日

保護者署名